

◎新潟県告示第712号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年7月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 1-（ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル）-2-（シクロヘキシルアミノ）プロパン-1-オン（通称名：Cypu ty l o n e、N-Cy c l o h e x y l m e t h y l o n e）及びその塩類
- (2) 2- { 2- [（4-エトキシフェニル）メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N-エチルエタン-1-アミン（通称名：N-De s e t h y l e t o n i t a z e n e）及びその塩類
- (3) （8R）-6-アリル-N, N-ジエチル-1-（チオフェン-2-カルボニル）-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：1 T - A L - L A D）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第5号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和7年7月13日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。